

東京都居住支援協議会会則 新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第4条まで（現行のとおり）	第1条から第4条まで（略）
（役員）	（役員）
第5条 本会に次の役員を置く。	第5条 本会に次の役員を置く。
一 会長 1名	一 会長 1名
二 副会長 1名	二 副会長 1名
三 監事 2名	三 監事 2名
2 会長は、東京都住宅政策本部民間住宅部長とし、副会長は、 <u>東京都福祉局政策推進担当部長</u> とする。	2 会長は、東京都住宅政策本部民間住宅部長とし、副会長は、 <u>東京都福祉保健局企画担当部長</u> とする。
第6条から第11条まで（現行のとおり）	第6条から第11条まで（略）
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部 公益社団法人東京共同住宅協会 特定非営利活動法人日本地主家主協会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 一般財団法人高齢者住宅財団 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 別記の東京都が指定した居住支援法人 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社 東京都（住宅政策本部、 <u>福祉局</u> ）	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部 公益社団法人東京共同住宅協会 特定非営利活動法人日本地主家主協会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 一般財団法人高齢者住宅財団 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 別記の東京都が指定した居住支援法人 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社 東京都（住宅政策本部、 <u>福祉保健局</u> ）
<u>附 則</u> <u>1 この会則は、令和5年7月1日より施行する。</u>	